

H28年熊本地震 被災地支援ボランティアの募集について (平成28年6月)

岡山県社会福祉協議会では、岡山県及び岡山県共同募金会の協力のもと、平成28年熊本地震の被災地支援のため、ボランティアバスを運行し、現地で支援活動をおこなうボランティアを募集します。

(1) 期 間 6月1日(水)～6月4日(土) 4日間(現地1泊・車中2泊)

(2) 活動場所 熊本県上益城郡御船町 *現地の状況により変更になる場合もあります。

*当町は、中国ブロック県・指定都市社協が災害ボランティアセンターの運営支援に携わっています。

甚大な被害のあった益城町と隣接しており、多くのボランティア活動者が必要な地域です。

(3) 活動内容 御船町災害ボランティアセンターから要請されるボランティア活動

*主な活動：安全が確認できた家屋・敷地内の片付 等

*災害ボランティアセンターからの依頼内容によりしますので、活動内容は選択できません。

(4) 旅行代金1人 8,500円(朝食1回・夕食1回)

※その他、活動期間中の飲食はすべて自己負担となります。

(5) 募集人数 20名(バス1台予定) *定員に達し次第締め切ります。

(6) 行 程(予定) *時間は、交通状況により前後することがあります。

※添乗員:同行いたしません。※最少催行人員 15名

1日(水)	20:00	集合	岡山駅東口 市営駅南駐車場
	21:00	出発	貸切バス(車中泊)
2日(木)	08:30	到着	御船町災害ボランティアセンター
	9:00～15:30		ボランティア活動
	17:30	到着	宿舎(食事・宿泊)
3日(金)	07:30	出発	宿舎
	09:00	到着	御船町災害ボランティアセンター
	9:00～15:30		ボランティア活動
			～着替え・休憩～
	20:00	出発	岡山へ向けて～貸切バス(車中泊)～
4日(土)	05:30	到着	岡山駅東口 市営駅南駐車場

◆旅行条件・旅行代金の基準/旅行条件は平成28年5月1日を基準に、旅行代金は平成28年5月23日現在有効なものを基準として算出しております。詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので、事前にご確認の上お申込み下さい。中四国16-012

(7) 申込・問い合わせ先

別紙参加申込書に必要事項を明記の上、**FAX** または **電話** でお申し込みください。

受付期間 5月25日(水)～5月27日(金) 9:30～17:00

受付窓口 観光庁長官登録旅行業第55号/(社)日本旅行業協会正会員・ボンド保証会員

名鉄観光サービス(株)岡山支店 総合旅行業務取扱管理者/小田 幸治

〒700-0903 岡山市北区幸町8-29 (三井生命岡山ビル9階)

TEL 086-235-3311 FAX 086-225-7494 /担当 深井・西村・中西

※申込者多数の場合は、先着順とさせていただきます。結果は、電話等にてご連絡をさせていただきます。

※被災地の天候、ボランティア募集状況により中止することもあります。

この事業は、赤い羽根共同募金の助成を受けています。



(8) 募集要件 以下、すべての要件に該当する方とします。

- ① 岡山県内に在住または勤務の方
- ② 心身ともに健康で体力に自信のある18歳以上の方
- ③ 被災者の立場にたち、現地のニーズに沿った活動ができる方
- ④ 引率者（コーディネーター）の指示に従って行動できる方
- ⑤ 家族・親族の承諾をいただける方 ※未成年者は別途、保護者の同意書が必要
- ⑥ 必要な持ち物等をすべて準備し、持参できる方
- ⑦ 出発場所まで自力で来ることができる方

(9) 服装・持ち物など

服装：作業着（長袖、長ズボン）、ゴム長靴または底の厚い靴、帽子、厚手のゴム手袋、軍手、
ゴーグル、防じんマスク、ビニールまたはゴム製スリッパ（家屋内の片付用）

持ち物：着替え、タオル、飲料水、雨具（カッパ）、保険証（コピー可）、携帯電話、ナイロン袋（個人
の汚れ物入）、洗面用具、防寒着

その他：常備薬など各自必要とするもの、ご家庭にヘルメット等ある場合にはご持参ください。

(10) 宿泊先 ホテルピースフル

〒861-8019 熊本県熊本市東区下南部3丁目11-136 TEL 096-388-1188

(11) 応募にあたっての留意事項等

- 各自でボランティア活動保険（天災タイプ）に加入していただきます。できる限り参加当日までに各市町村社協で加入手続きをお済ませください。未加入の方は、当日受付時にご加入いただきます。
- 長時間のバス移動を要します。また、バス内は、男女混合となります。
- 被災地での活動は現地のニーズに応じて対応しますので、希望される活動ができるとは限りません。
- 参加される場合の持ち物等については各自でご用意ください。
- 被災地での活動においては、自分自身で安全や健康を管理することを理解した上で、ご参加ください。
- 天候により現地での活動が困難と判断した場合は、現地の災害ボランティアセンター並びに本会の指示に従っていただきます。（活動の停止や帰岡する場合も考えられます。）
- いただいた個人情報については、当社と岡山県社会福祉協議会が責任を持って管理し、終了後廃棄させていただきます。

【活動内容に関するお問い合わせ先】

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 地域福祉部 地域振興班

700-0807 岡山市北区南方2丁目13番1号きらめきプラザ3階 TEL 086-226-2835 FAX 086-225-6602

MAIL chiiki@fukushiokayama.or.jp HP <http://fukushiokayama.or.jp>

***添書等は不要です。 FAX 086-225-7494 名鉄観光サービス(株)岡山支店 行**

H28年熊本地震 被災地支援ボランティア申込書 2016/6/1-4

お名前（ふりがな）	性別	年齢	ご住所	TEL	緊急時 TEL
	男 女	才			
	男 女	才			
	男 女	才			

ご旅行条件書（国内・募集型企画旅行）

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、名鉄観光サービス株式会社（愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4番8号、国土交通大臣登録第55号、以下「当社」といいます。）が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）および当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。

2. 旅行のお申し込みおよび契約の成立時期

- (1) 旅行のお申し込みは、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、申込金を添えてお申し込みください。
- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に（1）の申し込み手続きをお願いします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- (3) お客様との旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込書と申込金を受領したときに成立するものとします。
- (4) お客様が（2）の期間内に申込金を提出しない場合又は会員番号等を通知しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (5) お申し込みの際、お1人様につき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払い対象旅行代金」または「取消料」、「違約料」の一部または全部として取り扱います。

区 分	申 込 金(お1人)
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

この表における旅行代金は、「お支払い対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

- (6) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。

3. お申し込み条件

旅行開始日に70歳以上の方、妊娠中の方、現在健康を損なっている方、身体に障害をお持ちの方、補助犬使用者の方などで、特別な配慮（車椅子の手配等）を必要とする場合は、旅行申し込み時にその旨をお申し出ください。当社は可能で合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する追加費用はお客様の負担とします。

また、旅行内容や現地事情、運送・宿泊機関等の状況等により健康診断書のご提出、同伴者・介助者のご同行を条件とさせていただきます。日程の一部変更や参加をお断りする場合があります。

4. 契約書面および確定書面（最終日程表）の交付

確定した旅行日程、航空機の便名、列車名および宿泊ホテル名、集合場所および時刻等が記載された確定書面（最終日程表）を運とも旅行開始日の前日までににお渡します。（原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7～10日目に前日以前にお渡しするよう努力いたします）ただし、旅行開始日の前日からさかのぼって7日目に前日以前に旅行の申し込みがなされた場合には、旅行開始日までにお渡します。また、お渡り期日前であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に前日以前に全額お支払いいただけます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に前日以前に全額お支払いいただく場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までにお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

6. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
- (ア) 航空運賃および船舶・鉄道運賃等（コースにより等級が異なります）
 - (イ) 空港・駅・港と宿泊機関との送迎バス代金等
 - (ウ) バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
 - (エ) 宿泊代金および税・サービス料金
 - (オ) 食事代金および税・サービス料金
 - (カ) お客様お1人につきスーツケース等1個の受託手荷物運賃料金（お1人15kg以内が原則となっておりますが、座席等級・方面により異なりますので詳しくは係員におたずねください）手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関への運送委託手続きを代行するものです。また、一部の空港・駅・ホテルにはポーターがない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります。
 - (キ) 団体行動中の心付け
 - (ク) 添乗員が同行するコースの添乗員同行代金
 - (ケ) その他パンフレット等で含まれる旨明示したもの
- (2) 上記の諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

7. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

- 第6項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (ア) 自宅から集合・解散場所までの交通費、宿泊費等
 - (イ) 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）
 - (ウ) フロニング代金、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等のチップ、その他追加飲食等個人的な諸費用、およびこれらに伴う税・サービス料金
 - (エ) 傷害・疾病に関する医療費等
 - (オ) 「オプションツアー」等と称し、現地にて希望者のみを募って実施する小旅行等の代金
 - (カ) 「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

8. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

9. お客様の交代

お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料（お1人様につき10,500円）と共に当社にご提出していただきます。

10. お客様の解除権—旅行開始前

- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後についても、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社らの営業日・営業時間内にお受けします。旅行お申し込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。

解 除 期 日	取消料(お1人)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日曜旅行にあっては10日目）にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降前々日にあたる日まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日	旅行代金の 50%
無連絡不参加および旅行開始後	旅行代金の100%

- (2) 旅行契約成立後、お客様のご都合によりコースまたは出発日を変更された場合は、取消済後に再予約を行うこととなり、上記の取消料の対象となります。

- (3) 当社は、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（または申込書）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。

11. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被った損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。
- (2) お客様が、以下に例示するような当社または当社の手配代行者の管理し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して（1）の責任を負いません。ただし、当社または手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。
- (ア) 天災地変、戦乱、暴動またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (ウ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (エ) 自由行動中の事故（オ）食中毒（カ）盗難
 - (キ) 運送機関の遅延・不遇・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

12. 特別補償

当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に障害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺傷補償金、通院見舞金および入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、死亡補償金として、1,500万円、また、所有の身の回り品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。

13. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。
- (2) 契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明白な場合（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したと（いわゆるオーバーブッキング等）による場合は除きます）は変更補償金を支払いません。
- a. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
 - b. 戦乱 c. 暴動 d. 官公署の命令
 - e. 欠航、不遇、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - g. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のための必要な措置
- (3) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1旅行契約につきお支払い対象旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額 =お支払い対象旅行代金 ×1件につき下記の率	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
① 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した観光施設（レストランを含みます）その他旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した運送機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合、以降に「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

14. お客様の責任

お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

15. 個人情報の取り扱い

- (1) 当社及びパンフレットの「販売店」欄記載の委託旅行業者（以下「販売店」といいます。）は、旅行申し込みの際にご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡のためや運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。
- (2) 当社及び販売店が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
- (3) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、お客様の個人データを免税品店等の事業者に提供することがあります。この場合、お名前、郵便番号、搭乗航空便名等に係る個人データを、電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、申込みの際にお申し出ください。
- (4) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページ（<http://www.mwt.co.jp>）でご確認ください。
- なお、販売店の個人情報の取り扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。

（衛生に関する情報のご案内）

渡航先（国又は地域）の衛生状況については、厚生労働省「検査感染症情報」ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。

H28年熊本地震被災地支援ボランティアの出発当日のご案内について

1. 当日集合のご案内

ご集合場所・時間：岡山駅東口 市営駅南駐車場 20：00

当日緊急連絡先：090-1092-8542



2. お支払のご案内

お支払日時・場所：当日 平成28年6月1日(水) 20：00～21：00

岡山駅東口市営駅南駐車場名鉄観光専用ツアーデスクにて現金支払いをお願いします。

領収書が必要な方は、**事前に**名鉄観光サービス(株)岡山支店へお申しつけください。

3. 取消について

取消日	5月25日(水)まで	5月26日(木)～5月30日(月)	前日	当日
旅行代金	20%	30%	40%	50%

※参加取消・変更は、書面にてFAXでご連絡下さい。

※取消料は弊支店の営業時間内(土曜・日曜・祭日を除いた9：00～18：00)

に受理した日を基準と致します。(事務作業上、電話での受付は致しかねます。)